5　第二項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。

一　空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。

二　送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に四〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

三　一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

四　空中線系は、容易に取り外すことができないこと。

五　当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。

六　当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

6　第二項の基地局（施行規則第十五条の二第二項第二号に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第二項第一号及び第二号に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

7　前各項に規定する条件のほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

第四十九条の六の十三　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［表略］

一　一般的条件

［イ～ホ　略］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、⑴に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、⑵に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

［⑴・⑵　略］

［ト・チ　略］

二　送信装置の隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

［新設］

［新設］

［新設］

第四十九条の六の十三　［同上］

［表同上］

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、⑴に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、⑵に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

［⑴・⑵　同上］

［ト・チ　同上］

二　送信装置の条件

イ　変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

⑴　基地局の無線設備　四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

⑵　陸上移動局の無線設備　二相位相変調、二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ　隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。